



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（国政参加問題）（ ）（安井私案に関する大臣の考え 外務省外交史料館レファレンス番号：H221471）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.1 公開日：平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(54) CD・DVD番号：H22-009
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43469
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

安井私案に関する大臣の考へ

米石取
米
秋

安井誠の国政考察に因る大層の考え

43. 3. 21 (米北)

補 (3月19日会中の席上述べたもの)

1. 外務省とこれ、国政考察の目的を一体化

(これ、政治の責任を担う)

1の建設を考へて、~~これ~~の考へ方から、

内閣の

2名程度の沖繩のオブザーバーが、沖繩和

北方化土問題特別委員会に出席し発言

したところ、これとの限度を設けるといふ意見

であった。(これ、国会法に変わったところ)

選挙に上らず、国会に出席し発言するの件

(これ、国会法の規定による)

目的国会法に「公選」とあるのを基調とする

右いふ、と考へていた)

2. 上記の如く2名位と考へたが、予人説と

右と沖繩の即表示の人物を二名と考へた

わが国会に政治の責任の場と考へた

1. があるべきである。然るに、所考は

6名と考へたが、右の規程に照く右2名

二名の理由、和

1) これにせよ所考を国会に提出せよである

2) これと考へ、外務省とこれ、今意見正す

とわかれ、二名正す「趣」立場にある

「沖縄住民の代表者の国政参加に関する法律案要綱」について

沖縄問題特別委員会
(四三・四・五)

六 目的

「施政権返還の促進」の文言を削り、「沖縄の施政権返還に備え」の文言を加えること。

二 沖縄代表

琉球政府立法院が選挙した者（または直接沖縄住民によつて選挙された者）を沖縄代表とすること。

三 沖縄代表の数

各院それぞれ二人とするとの意見及び衆議院五人、参議院二人とするとの意見があつた。

四 沖縄代表の地位

- (1) できる限り議員に近い権能を認め、議員に準じた待遇を与えることとする。
- (2) 国会への常時参加の形で参加せしめることとする。
- (3) 本会議及び委員会に常時出席することができるものとする。
- (4) 議案の発議権、動議の提出権、討論、表決権等は有し得ないが、質疑権等については、これを認めてもよいのではないかとの意見があつた。